

# 第10回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 議事要旨

## 1. 開催概要

日時	平成29年8月28日(月) 14時00分～16時10分
場所	大宮区役所 南館301会議室
出席者	<p><b>【学識】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉大学 理工学研究科 教授 久保田 尚</li> <li>・埼玉大学 理工学研究科 准教授 小嶋 文</li> </ul> <p><b>【交通管理者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県警察本部 交通規制課 課長 結城 弘 (道路協議係長 生天目 実一)</li> <li>・大宮警察署 交通課 課長 綾木 誠一 (交通規制係長 北道 明)</li> </ul> <p><b>【道路管理者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市 建設局 北部建設事務所 所長 丹羽 朗</li> </ul> <p><b>【沿線自治会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉敷町1丁目自治会 会長 関口 彰一</li> <li>・吉敷町3丁目自治会 会長 山戸 彰</li> <li>・浅間町2丁目自治会 会長 矢内 桂一郎</li> <li>・大門町3丁目自治会 会長 逸見 裕一</li> <li>・仲町3丁目自治会 会長 山田 雄俊</li> <li>・下町明美会 会長 小笠原 恒夫</li> </ul> <p><b>【協議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氷川の杜まちづくり協議会 会長 小峯 政昭</li> <li>・ " 副会長 山田 とも子</li> <li>・ " 副会長 本島 紋次郎</li> <li>・ " 副会長 横山 好之</li> </ul>
欠席者	<p><b>【沿線自治会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉敷町2丁目自治会 会長 花俣 幸太郎</li> <li>・吉敷町4丁目自治会 会長 大澤 規郎</li> <li>・浅間町1丁目自治会 会長 秋山 悦男</li> <li>・東町1丁目自治会 会長 澤田 好雄</li> </ul>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・席次表、委員名簿</li> <li>・資料1 情報共有の進捗状況について</li> <li>・資料2 アンケート調査について</li> <li>・資料3 歩行者専用化後の設えについて</li> <li>・資料4 今後のスケジュールについて</li> <li>・参考資料1 第9回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 議事要旨</li> <li>・参考資料2 アンケート調査票(案)</li> </ul>



## 2. 議題

発言者	内容
(1) 情報共有の進捗状況について	
事務局	～資料1 情報共有の進捗状況について説明～
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一灯式信号機を残してほしいという意見は自治会としての意見か、個人としての意見か。</li> <li>・一灯式信号機の意味を正確に理解している人は少ないと感じるため、正しい意味の周知をお願いしたい。</li> <li>・脇道から参道に出てくるクルマへの対応は、参道を歩行者専用化とするため、信号での対応は望ましくない。信号よりも看板や標識の方が、効果がある。</li> <li>・通行許可は、参道に面している方しか許可ができない。誰でもいいというわけではない。なお、通行許可証の発行については、費用は発生しない。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一灯式信号機を残してほしいという意見は、個人としての意見である。山丸公園の交差点は一灯式信号機が無いが、一灯式信号機の有無により、クルマの止まり方が違うと感じられているようだ。現状において、歩行者や自転車がいてもクルマが止まらずに通行する状況がみられる。</li> <li>・一灯式信号機を残すか残さないかは、自治会長や警察と協議しながら検討する。</li> <li>・通行許可証については承知した。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一灯式信号機について、市としてはどのように考えているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一灯式信号機については、残したいという意見があれば、市としては残す方向で考えたい。</li> <li>・地区住民や自治会長、警察等と相談しながら決めることになる。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一灯式信号機を残すかどうかについては、今の時点では未定であるということである。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察としては、歩行者専用化に伴って、一灯式信号機の設置自体が意味をなさないと考えていると理解してよいか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・片側が歩行者専用道路となった氷川参道の場合を想定すると、細街路の交差点を通行するクルマへの注意喚起を目的とする一灯式信号機の意味合いからしてなじまない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者にとって、安全な信号機の設置方法は考えられるか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者用信号の設置も考えられるが、クルマを常に止めておくような信号機はない。一旦停止の看板になると思われる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氷川参道には自転車がよく通行することが予想されるため、歩行者専用化後は、クルマが脇道から出てくることを考えると危険である。クルマを停止させる方法は検討しなければならない。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車や歩行者への対策、クルマを確実に停止させる方法を今後検討していく必要がある。</li> </ul>
(2) アンケート調査の実施について	
事務局	～資料2 アンケート調査について説明～
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料p6の回覧文章について、「是非を問う」という箇所が、アンケート調査票のお願い文とトーンが異なるため、合わせた方が良くはないか。</li> </ul>

発言者	内容
事務局	・ 資料 p 8 のお礼状の文章と同様の書きぶりに修正する。
委員	・ 資料 p 6 の「アンケート調査票が配布された方は、できるだけ回答して」の「できるだけ」では回答をしてくれない。そのため、「極力」という文言の方が良いのではないかと考える。
事務局	・ そのように修正する。
委員	・ 資料 p 6 の「アンケート調査票が配布された方」という記載では、配布された方はだれかという問い合わせが必ず自治会幹部に来る。 ・ 「アンケート調査票につきましては」に修正していただきたい。
事務局	・ そのように修正する。 ・ 修正した回覧文の資料は、各自治会長の方へ内容の確認をお願いする。 ・ アンケート調査票の問 1 の設問について、氷川参道に面しているお店の方にも配布するため、住んでいる場所は別の可能性がある。よって、「住まい又は職場」の表現に修正する。
<b>(3) 歩行者専用化後の設えについて</b>	
事務局	～資料 3 歩行者専用化後の設えについて説明（検討項目 1）～
委員	・ 資料 p 6 の「アスファルト風」とはどういう意味か。
事務局	・ 風という書き方をしているが、アスファルトである。 ・ 通常のアスファルトは黒色のイメージがあるが、色を塗ることにより黒以外の色も可能なため、アスファルト風と記載した。
委員	・ ツルツルした舗装よりも、ジャリジャリ音がする舗装が、自転車にとってはスピードが出しにくくて良いのではないか。
事務局	・ 資料 p 6 に示した高沼遊歩道の事例が、ジャリジャリ音がするような事例であり、舗装の材料を樹脂の接着剤で固めている。 ・ ただ、舗装の材料がはがれてしまうと、砂が浮いたようになり、自転車が上手く止まれない、滑るなど、危険性が高まる恐れもある。
座長	・ 舗装のパターンは色々あり、現時点で確定することは難しい。
事務局	～資料 3 歩行者専用化後の設えについて説明（検討項目 2）～
座長	・ 資料 p 7 の案 3 のみ自転車マークが示されているが、案 1, 2 には標示しないのか。
事務局	・ 案 1, 2 にも標示することができる。 ・ 前回の協議会において、いただいた意見をもとに案 3 を作成し提示している。そのため、このような形になっている。
座長	・ 資料 p 6 の立川公園の舗装事例で、茶色の部分は歩道の舗装であると思う。氷川参道では、茶色の部分を自転車の空間にしようとしている。 ・ 市内において、自転車の通行帯を青色以外にしている事例はあるか。
事務局	・ 市内にはない。 ・ ただし、京都市のように、景観に配慮した色使いをしている例もある。 ・ 歩行者専用化とした場合、自転車は遠慮して端を通行してもらいたいため、自転車空間の色を変えて示すことを案にしている。
委員	・ 道路自体は歩行者が優先されるべきで、自転車は遠慮して走ってほしいということであれば、むしろ歩行者空間と自転車空間を分けられない方が良いのではないか。

発言者	内容
	・ 万一、歩行者との接触事故時に、自転車空間として認識して通行していると主張されてしまう可能性もある。
委員	・ 「左に寄る」という看板が道路の走行車線に示されている事例のように、標識等で対応できないか。
事務局	・ 任意標識等での対応自体は可能であるとする。 ・ 舗装を全面同じ柄や色にってしまうと、自転車が真ん中を走ってしまう恐れもある。
事務局	～資料3 歩行者専用化後の設えについて説明（検討項目3）～
座長	・ 現状の氷川参道に点字ブロックは無いが、バリアフリーの観点から氷川参道は事業実施済みとなっているのか。
事務局	・ 氷川参道はバリアフリー主要経路となっている。 ・ しかし、その中の特定事業として、平成ひろばのみを項目化しているため、中区間においては点字ブロックの設置義務はない。
座長	・ 点字ブロックは、本区間に整備しなくても良いことが確認された。
事務局	・ 市としては、啓発ブロックだけでも設置してはどうかと考えているがいかがか。
委員	・ 氷川参道は一方通行規制がかかっているが、今回、歩行者専用化とするため、一方通行の廃止も検討する必要がある。 ・ 歩行者専用化としつつも、許可車両は通行可能となるため、クルマが通る空間に点字ブロックが設置されることになり、望ましくない。
事務局	・ クルマが反対側の北側からも流入してくるおそれがあり、危険性が増すと想定されるため、一方通行の規制はなくなるが、独自ルールとして、歩行者専用化後も一方通行を継続したいと考えている。
委員	・ 氷川参道は大宮の財産であるため、将来的にはクルマを全面的に排除したいと考えている。 ・ そのため、クルマには歩行者の道であるということに注意してもらうために、敢えて、点字ブロックを設置すべきであるとする。
座長	・ 検討の前提として、許可車両がどのくらいの台数でどの程度の頻度で進入してくるか調べる必要がある。クルマの通行の大小で対応も変わるのではないか。
事務局	・ 歩行者専用化後は点字ブロックを設置せず、状況を見ながら、設置を検討するというのはどうか。
委員	・ 点字ブロックは黄色以外の色はないのか。
事務局	・ 弱視の方が、周りの色と区別できる色でなければいけない。
委員	・ 現状は設置されていないが、いずれ点字ブロックは設置しなければいけないのか。
事務局	・ 必ず設置しなければいけないものではない。
委員	・ 設置しなくてもよいのであれば、規定のものではなくて、景観に配慮した色の点字ブロックを設置しても良いのではないか。
座長	・ 設置の義務がなければ、バリアフリーの規定に沿った点字ブロックで無くてもいいのではないかという新しい意見である。 ・ 検討の余地はあるかと考える。
委員	・ 例えば、点字ブロックの設置場所も道路の真ん中にすることで、往路と復路の区別もできて良いのではないか。

発言者	内容
座 長	・ 集水柵についてはどうか。
事務局	・ 現状でも道路端に設置されている。集水柵上部の通行を考えて、表面の目が細かなものとして対応したい。
座 長	・ 点字ブロックの設置だけでなく、一灯式信号機の設置の件についても大変難しい問題で、本日この場ですべての結論を出すことは難しい。 ・ スケジュール上、今回で決めなくても大丈夫か。
事務局	・ 今年度、もう一度協議会を開催する。再度議論いただきたい。
委 員	・ 資料 p9 の点字ブロックの位置について、点字ブロックを設置することで、自転車や歩行者が通行位置を誤って認識しないように検討する必要がある。
事務局	～資料 3 歩行者専用化後の設えについて説明（検討項目 4）～
委 員	・ 歩行者空間と自転車空間の間の地面に、ライトを埋めてはどうか。
委 員	・ 自転車は左側通行を守らない。自転車が左端通行を守らなければ危険であるので、徹底できると良い。
事務局	～資料 3 歩行者専用化後の設えについて説明（その他）～
委 員	・ 資料 p13 の京都市の事例のように、黄色以外の点字ブロックの設置も検討してよいのではないか。
委 員	・ ゴミのポイ捨てについては、設えでカバーした方が良い。 ・ 看板を設置したことによりさらにひどくなる恐れや逆効果の可能性もある。特に、花壇や植栽ポットはゴミが捨てられやすい。 ・ 防犯カメラを設置したところ、ポイ捨てがなくなった例もある。防犯カメラ設置も検討いただきたい。
委 員	・ 資料 p12 にあるように、規制標識の反転色の看板は設置を控えていただきたい。
座 長	・ クルマの進行方向に関する看板は、どこに設置する考えか。
事務局	・ 氷川参道に出入りができる、山丸公園の交差点と南大通東線との交差点を想定している。
座 長	・ ライジングボラードであれば、許可車両以外のクルマの進入は防げる。許可車は進行方向を理解していると考えれば、進行方向に関する看板設置は不要ではないか。
事務局	・ 通行許可証の発行時に説明されると思うが、守らない許可車両も出てくる可能性がある。 ・ また、歩行者にとっても、クルマがどちらから進入してくるかわかるため、事故の発生可能性が減ると考える。
座 長	・ 先ほども述べたが、この件については、やはり許可車両の台数と頻度の情報が必要である。
事務局	・ 現在の想定としては、最大で搬入車両が 4 台、地区住民のクルマが 1 台の計 5 台が想定される。 ・ 搬入車両のうちの 3 台は、氷川参道周辺地区以外から来るため、守ってもらえないのではないかと懸念している。 ・ また、小学校も氷川参道の近くにあり、小学生が氷川参道を歩くので、進入方向や禁止の看板の設置の提案をした。

発言者	内容
座 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案の意図は理解した。</li> <li>・ また、クルマが氷川参道を横切ることについても、検討に加える必要がある。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミのポイ捨て対策について、街灯に防犯カメラを設置することも考えられるのではないか。</li> </ul>
<b>(4) 資料4 今後のスケジュールについて</b>	
事務局	～資料4 今後のスケジュールについて説明～
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見なし</li> </ul>
<b>(5) その他について</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見なし</li> </ul>

以上